

成人用肺炎球菌ワクチン 接種前説明書

【肺炎球菌感染症とは】

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気で、咳やくしゃみなどを通じて感染します。これらの菌が増殖し、血流中などに侵入し、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

【対象者】

- ① **65歳の方（接種ができるのは、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日前日まで）**
- ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい有することにより身体障害者手帳1級を所持する方

※ご注意ください

いずれも過去に肺炎球菌ワクチン(15価・20価・21価・23価等)の接種を受けたことがある場合(任意接種含む)は、定期接種の対象とはなりません。

【使用するワクチンと接種方法】

「沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(プレバナー20)」を用いて、1回筋肉内に接種します。

なお、令和8年4月から、定期接種で用いるワクチンが 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン(ニューモバックス)から、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(プレバナー20)に変更になりました。免疫を得るための仕組みが異なり、20 価の方が高い有効性を期待できると言われています。

【接種費用】

一般に接種した場合は、1万数千円程の費用がかかることが想定されます。

定期接種対象の方が期間内に接種した場合は、佐世保市が接種に係る費用の一部(3,500 円)を負担しますので、医療機関が設定している金額から市の負担分を差し引いた額が自己負担になります。(医療機関により異なります)

なお、生活保護受給者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の対象者は、証明書の提出により自己負担額が免除されます。 ※ 証明書の発行については佐世保市役所生活福祉課にお問い合わせください。

【予防接種の効果】

肺炎球菌には、100種類以上の型があり、このワクチンはその中の20種類の型(20 価)を対象としたワクチンです。この20種類の型は、重症化リスクが高いとされる侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約5~6割を占めるとい研究結果があります。

また、このワクチンは、100種類以上の型に当てはまらない侵襲性肺炎球菌感染症の3~4割程度を予防するという研究結果があります。

【副反応】

接種後に、以下のような副反応がな副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣(熱性痙攣含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*(59.6%)、筋肉痛(38.2%)、疲労(30.3%)
10%以上	頭痛(21.7%)、関節痛(11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚生労働省にて作成

➡ 裏面へ続く

【予防接種の実施】

佐世保市と委託契約をしているかかりつけの医療機関で受けましょう。

予防接種は、ご本人が希望する場合のみ行います。本人の意思確認がとれない場合には、接種する医師は予防接種を行いません。

予防接種について、十分に納得できない場合には、接種を受けることができません。

【定期接種予診票】

予診票は、接種をする医師にとって、受ける方の健康状態を知り、予防接種の可否を決める大切な情報です。本人が記入して、正しい情報を接種する医師に伝えるようにしてください。

本人が自署できない場合は、家族などが本人の意思を確認した上で、接種する方の氏名を予診票の下段(予防接種希望書)に代筆し、あわせて、代筆者氏名、続柄を明記してください。

【予防接種を受けることができない方】

- ① 明らかに発熱のある方（通常は 37.5℃以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ シフトリアトキソイドによって、アナフィラキシー（接種後、約30分以内に起こるひどいアレルギー反応）を起こしたことが明らかな方
- ④ その他、医師が不適當な状態と判断した方

【予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない方】

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患や血液疾患等の基礎疾患、その他慢性の病気で治療を受けている方
- ② 過去に予防接種で、接種後2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方
- ③ 今までに、けいれんを起こしたことがある方
- ④ 今までに、免疫不全の診断がされている方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ このワクチンの成分やシフトリアトキソイドに対して、アレルギーがあるおそれのある方
- ⑥ 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方

※医師の説明を聞いた上で、予防接種を受けない（「受けることができない」を含む）で、その後肺炎にかかり、重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

【予防接種を受けた後の注意事項】

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射部位を強くこするのはやめましょう。
- ③ 接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ④ 自身の健康管理に注意し、高熱や体調の変化（繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧）、その他局所の異常反応（接種部位のひどい腫れ、痛み、全身のじんましんなど）の症状が現れた時は、ただちに医師の診療を受けてください。

【予防接種健康被害救済制度】

予防接種は、感染症予防のため重要ですが、極めてまれではあるものの、健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。定期予防接種による健康被害については、予防接種法に基づく健康被害救済制度があります。制度利用の申し込みについては、佐世保市民の方は佐世保市感染症対策課へご相談ください。

お問い合わせ先：佐世保市保健所 感染症対策課 電話 0956-25-9646